

三重県都市計画基本方針（案）要旨

第1章 基本方針の趣旨（目的と役割・構成） P1-2

三重県都市計画基本方針（以下「基本方針」という。）は、県全体における総合的、一体的観点から概ね共通する都市づくりの方向を示すものであり、平成32年に改定時期を迎える現行の都市計画区域マスタープランは、この基本方針に基づき策定することとしています。

第2章 三重県の都市づくりにおける課題整理 P3-29

現行マスタープランを策定した後における主な社会情勢の変化及びそれに対する国・県の諸計画や法整備等の動向からみた課題と、現行マスタープランを検証した結果として見えてきた課題を整理します。（詳細は裏面参照）

第3章 三重県の都市計画の基本的な考え方 P30-47

1 三重県の都市づくりの方向 P30-33

総合計画である『みえ県民カビジョン』において、「幸福実感日本一」を目指し、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進めています。こうした考え方や都市づくりにおける課題整理を踏まえ、新たな都市づくりの方向は、右図に示すように、「県民と共に考える地域づくり」を土台とし、図中の4つに整理します。（詳細は裏面参照）

各都市においては、地理的条件、人口の推移・構成、産業構造、災害の被害想定等の地域特性に応じ、注力すべき方向にメリハリをつけることも重要です。

2 三重県が目指す都市構造 P34-38（詳細は右側参照）

4つの「都市づくりの方向」にしたがい、将来都市像と現状との乖離を解消するため、「地域特性に応じた集約型都市構造の形成」を目指します。

集約型都市構造の形成に向けた従前の取組を、より実効性のあるものとするための変革の観点を以下に示します。

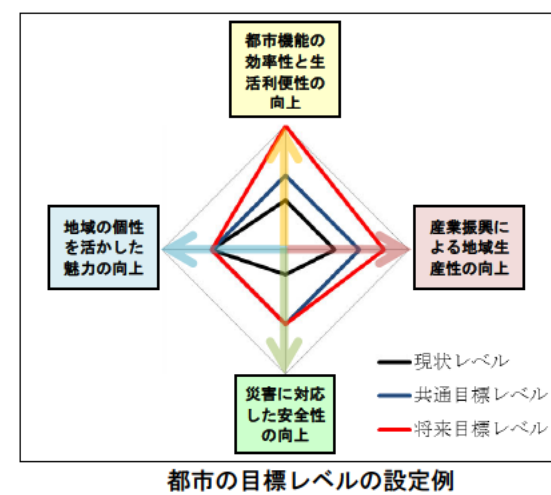
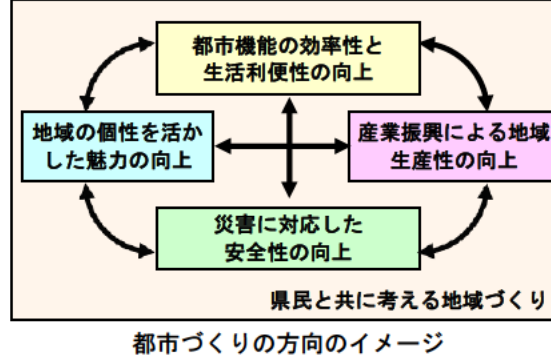
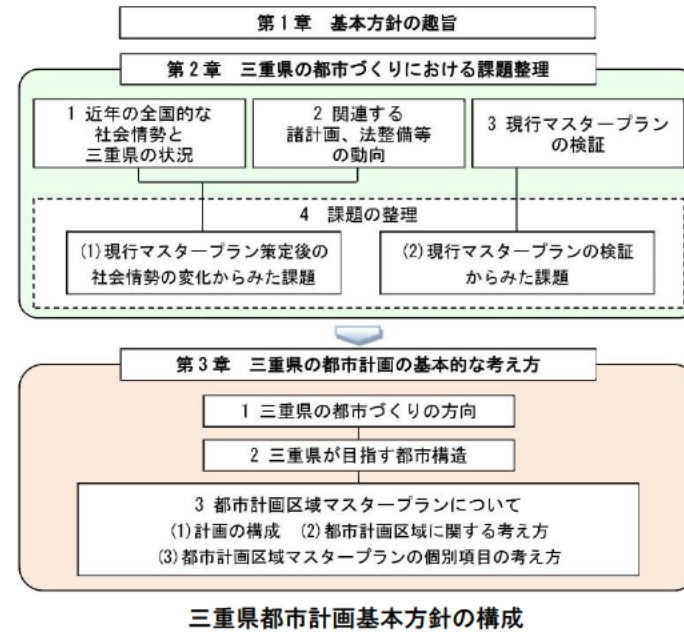
- ・都市経営の観点：効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造の形成
- ・都市防災の観点：大規模自然災害の被害低減に向けた都市構造の形成
- ・都市活力の観点：産業振興等による地域活力の維持・向上のための土地利用の誘導

3 都市計画区域マスタープランについて P39-47

次期の都市計画区域マスタープランは、本方針に従い策定します。広域検討部分として圏域全体の将来像を示す「圏域マスタープラン」と、区域ごとの都市計画の決定方針等を示す「区域マスタープラン」で構成します。

【都市計画区域マスタープランの個別項目の考え方】

- ・線引き都市では原則として区域区分を維持します。人口フレーム方式を基本に、人口密度の想定等により市街地規模を適切に設定します。非線引き都市においても居住を誘導し、人口の集約を目指します。
- ・本指針の「都市づくりの方向」にしたがって、土地利用、都市施設整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全等に関する都市計画の決定方針を示します。

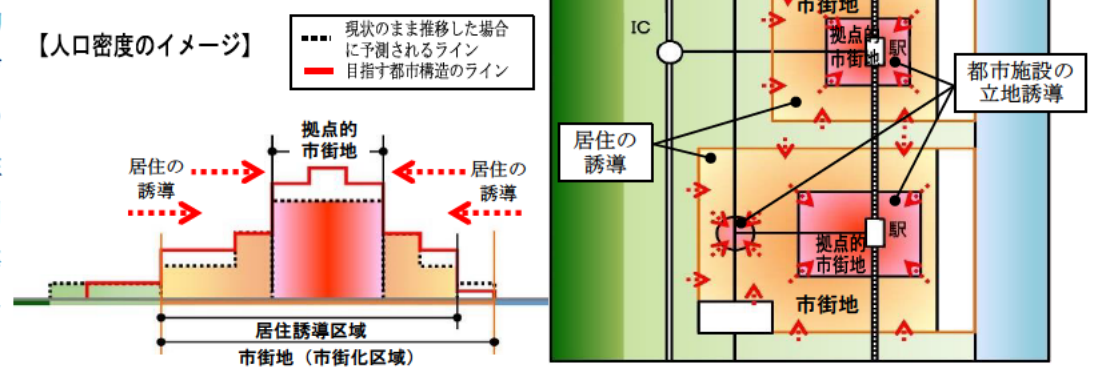


<目指すべき都市構造の形成> P34-38

① 効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造の形成

市街地の人口密度の低下は、医療・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が困難になり、一人あたりの行政コストも増大します。

生活サービス等が効率的に提供されるよう、拠点的市街地へこれらの都市施設の立地誘導を図り、生活利便性が確保されるよう、拠点の周辺や公共交通の沿線地域等へ居住を誘導し、交通機能を維持確保します。

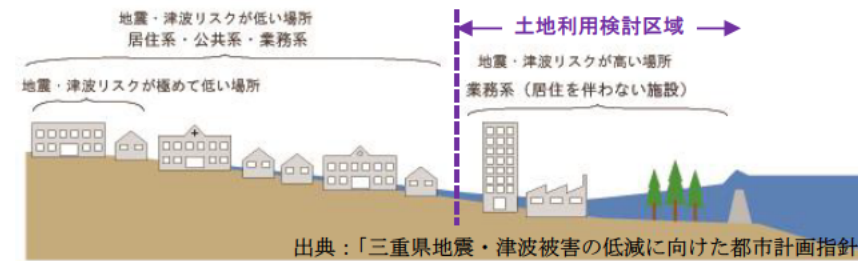


【目標（案）】・市街化区域内の人口密度を維持 ・居住誘導区域内の人口割合が増加

② 大規模自然災害の被害低減に向けた都市構造の形成

大規模自然災害の発生が危惧されるなか、土地利用・施設配置について、災害リスクの低い場所で市街地を形成することを基本とし、災害リスクが高い場所では用途を考慮しながら都市的土地利用の抑制等を行います。

都市構造の再編にあたっては、災害リスクの低い場所へ移転することが可能か、移転が可能な場合は既成市街地に集約する余地があるのか等を検討します。集約が困難で計画的な市街地形成に限り、新たな市街地の形成を許容し、再編が困難な場合は建築物の構造強化等を促進します。



【目標（案）】大規模災害リスクの高い区域内の人口割合が減少

③ 産業振興等による地域活力の維持・向上のための土地利用の誘導

経済活動の持続可能性を確保するため、新たに整備が進む広域交通ネットワーク等や既存工業用地の産業集積を考慮して、都市計画区域マスタープランに位置づける「工業系土地利用誘導ゾーン」に係る運用等の見直しを実施し、企業誘致の促進を図ります。また、豊かな自然環境や歴史・文化の集積等の資源を活用した観光業や地域に根ざした農林水産業等の振興を図ります。

地域の経済的な持続性を確保するために新たな工業系産業用地等を確保することが必要で、計画的な取組においては、市街地の形成を許容します。

【目標（案）】工業系土地利用誘導ゾーンへの工業施設立地割合の向上

